政府調達に関する苦情申立ての受理について(公示)

次の政府調達に関する申立てを受理し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号) 5 の規定に基づき苦情の検討を行うことを決定した。

なお、本苦情処理手続への参加希望は、令和3年8月10日までの間、事務局(新潟県出納局管理課)で受け付ける。

令和3年8月4日

新潟県政府調達苦情検討委員会

- 1 苦情の受付番号3新検委第1号
- 2 苦情申立人 匿名
- 3 苦情に係る調達の契約担当部局名及び調達物品名・サービス名 (契約担当部局) 新潟県知事政策局 I C T 推進課 (調達物品名等) 新潟県資産管理用サーバ機器及びソフトウェア等一式の購入
- 4 苦情の概要

入札時点で存在しない物品を入札参加資格審査で資格ありと判断したことが不適正であること、また、本件 調達における納品物は特定業者しか知り得ない状況で、一般的には調達できない物品であること、さらに、入 札公告前から特定業者が仕様を把握していたとすれば、他事業者の参入を阻害したと評価できることから、公 平性の観点から不適正であるため、「政府調達に関する協定を改正する議定書」に違反しており、入札の無効化 及び次点入札者を落札者とすることを関係調達機関に提案することを求める。